

東日本大震災から11年 ～大切なのは、すぐ逃げること～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、今年で11年になります。死者15,899人、行方不明者2,526人(令和3年3月10日現在)など、多くのかたが津波により犠牲となりました。鳥羽市でも、南海トラフ地震が発生した場合、東日本大震災と同じような状況が起こる可能性があります。備えを再確認するとともに、防災意識をより一層高めましょう。

津波からの避難は、「より遠く、より高く！」

津波から命を守るために、**想定にとらわれず、迷わず、とにかく早く高い場所へ**避難しましょう。**まずは自分から率先して避難**することで、周りのかたも避難行動をおこすきっかけになります。

東日本大震災から得られた「**すぐ逃げる**」という教訓を忘れることなく、一人一人が日頃から意識を持って備えておくことが命を救うことにつながります。



地震・津波に対する 日頃の備え

●家の中を安全に

避難の妨げになる物を玄関や部屋の出入り口・通路に置いていないか、就寝中に倒れて下敷きになるような家具がないかなど、家の中の「危険な場所」「安全な場所」を確認しておき、可能な限り対策を講じておきましょう。

●ハザードマップや避難経路・避難場所の確認

自宅・勤務先・学校などの周辺状況を確認しておきましょう。ハザードマップを参考に最も安全な避難経路を検討し、危険箇所(細い路地やブロック塀など)があれば、倒壊により道路がふさがる可能性があるため、近づかないようにしましょう。

●非常持ち出し品のポイント

- ①持ち運びしやすいリュックや旅行かばんなどに、自分にあった重さで準備しましょう。
- ②水・電気・ガスなどがすべて止まってしまった場合を想定し、準備しておきましょう。
- ③お年寄りや子どもに必要な物、感染症対策グッズ(マスク・体温計・アルコールなど)、そのほか自分にとって生活に必要なものを追加しましょう。

総務課防災危機管理室



(25) 11118

一人一人が備えてこい！
防災力UP！鳥羽

vol.105



消費者トラブルにご用心!

消費生活相談

開設日時：毎週水曜日
午前9時～午後4時
場所：市役所西庁舎3階

農水商工課商工労政係 ☎(25) 1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

契約の仕組みについて再度確認!

契約は、申し込みに対して相手が承諾することで成立します。契約が成立しても、意思表示能力がない人や、社会の一般的道徳観念に反する場合は無効とされます。

また、不当な勧誘による契約や、重大な勘違いによる契約は取り消すことができます。取引方法によってフリーリング・オフできる期間が異なるため、注意しましょう。

もし、フリーリング・オフ期間が過ぎていても、交付書面に法定記載事項がない場合は、フリーリング・オフできることがあります。

成年年齢が20歳から18歳に引き下げ

民法が改正され、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。このため、18歳・19歳の若

者も今後は成年として扱われていきます。成年に達すると、親の同意なしで自分の意志によってさまざまな契約ができるようになります。具体的には、携帯電話や貸貨物件の契約・クレジットカードの発行・高額な支払いに対するローンの借り入れなどです。これらの契約は、未成年では親の同意が必要ですが、成年に達するところから契約が自分一人で行えるようになります。

成年になられるみなさん、契約の際には、フリーリング・オフできる期間を確認するように心がけましょう。

契約の取り消しやフリーリング・オフでお困りの際は、消費生活相談室に連絡してください。

フリーリング・オフ期間別の取引方法

【8日間】
訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供
(例)エステ・美容医療・家庭教師・学習塾など

【20日間】
連鎖販売取引提供
(例)個人を販売員として勧誘し、さらにその個人に次の販売員を勧誘させ連鎖していく取引